

最高裁秘書第5655号

令和元年12月5日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長 中村



司法行政文書開示通知書

11月7日付け（同月8日受付、第014425号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

令和元年（2019年）10月7日付け「地位確認等請求事件について」と題する書面（片面で1枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

傍聴人の皆様へ

令和元年（2019年）10月7日

最高裁判所広報課

地位確認等請求事件について

事案の概要

本件は、上告人（第1審被告）との間で有期労働契約を締結して就労していた被上告人（第1審原告）が、上告人による解雇は無効であると主張して、上告人に対し、労働契約上の地位の確認及び解雇の日以降の賃金の支払を求める事案である。

原判決及び争点

- ◇ 原判決は、上告人による解雇は無効であるとし、契約期間の満了後である原審口頭弁論終結時における被上告人の労働契約上の地位の確認請求及びその契約期間が満了した後の賃金の支払請求を認容した。
- ◇ 最高裁における争点は、契約期間の満了により労働契約の終了の効果が発生するか否かを判断しなかった原判決の当否である。